



総統勢第 156 号

平成 30 年 7 月 6 日

厚生労働大臣 殿

総務大臣



平成 30 年住宅・土地統計調査への協力について (依頼)

総務省では、本年 10 月 1 日現在で、「平成 30 年住宅・土地統計調査」(統計法(平成 19 年法律第 53 号)に基づく基幹統計「住宅・土地統計」を作成するための調査)を実施します。

住宅・土地統計調査は、住宅及び住宅以外で人が居住する建物(以下「住戸」という。)に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住戸に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を提供するものです。

近年、個人情報保護意識の高まりや、調査員が世帯と接触することの難しいオートロックマンションの増加などに伴い、従来にも増して調査活動が難しい状況となってきました。

このため、平成 30 年住宅・土地統計調査では、回答者の利便性を高め、調査員の負担を軽減するために、インターネットによる回答をスマートフォンやタブレット端末からも可能とするなど、調査方法の改善を行っております。

しかしながら、円滑な調査の実施に当たっては、国民の皆様の御理解はもとより、関係各方面の御協力をいただくことが不可欠です。

つきましては、住宅・土地統計調査の実施及び協力について周知を図るため、ポスターの掲示等について貴管下関係官署の協力が得られますよう御配慮いただきたく、統計法第 29 条第 2 項の規定に基づき、貴省への協力依頼を行いますので、よろしくお取り計らい願います。

また、下記に該当する者については、それぞれの施設において調査するため、これらの者を対象とする調査の円滑な実施について、各施設の関係職員の協力が得られますよう、貴管下関係団体への周知及び調査への協力の要請について併せてよろしくお取り計らい願います。

なお、住宅・土地統計調査は、地方公共団体を通じて行いますので、都道府県及び市区町村から貴管下関係団体への協力依頼等があった場合には、特段の御配慮を賜りますよう、併せてお願いいたします。

記

- 1 病院、診療所等の医療施設において調査対象となる者
 - (1) 3か月以上入院している者
 - (2) 入院している者で他に住居を有しない者

- 2 救護施設、養護老人ホーム、母子生活支援施設等の社会福祉施設において調査対象となる者
 - (1) 入所してから3か月以上住んでいる又は住む予定の者
 - (2) 入所している者で他に住居を有しない者

- 3 旅館・ホテルの宿泊者のうち、旅館・ホテルにおいて調査対象となる者
 - (1) 3か月以上滞在している者又は滞在する予定の者
 - (2) 自宅を離れている期間が3か月以上になる者又はなる予定の者
 - (3) 仕事の関係などで住居の一定しない者又は他に住居を有しない者